

行田市教育委員会と埼玉純真短期大学との 地域連携協力に関する協定書

行田市教育委員会と埼玉純真短期大学（以下「両機関」という。）は、地域社会の発展に資するため、相互に保有する人的・知的資源の交流を促進し、教育、文化等の分野において連携及び協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携協力のもと、教育、文化、生涯学習、学術研究、人材育成等の分野において相互に協力し、文化をはぐくむ地域社会の発展と、未来をひらく人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 両機関は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 教育、文化の振興・発展に関すること
- (2) 幼児教育に関すること
- (3) 特別支援教育に関すること
- (4) 生涯学習に関すること
- (5) 学術研究に関すること
- (6) 人材育成に関すること
- (7) その他必要と認める事項

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（協議事項）

第4条 個々の連携・協力の形式については、両機関間でその都度協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た守秘事項について本協定の有効期間中であると有効期間終了後であると問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(成果の取扱い)

第6条 連携の成果に起因する知的財産権は、両機関が共有する。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から、平成30年3月31日までとする。

ただし、両機関から異議の申し立てがない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第8条 本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保有するものとする。

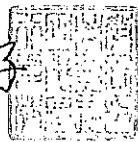
平成29年10月23日

行田市教育委員会

埼玉純真短期大学

教育長

森 郁子



学長

行田市立小学校

